

天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 10月20日(金) 午後1時30分から午後2時02分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	内 山 正 勝
第1順位職務代理者	8 番委員	円 谷 要
委 員	1 番委員	磯 部 伊 弘
	2 番委員	伊 藤 義 則
	3 番委員	石 井 一 美
	4 番委員	大 野 義 明
	5 番委員	小 沼 孝 雄
	6 番委員	星 重 保
	7 番委員	小 針 久 司
農地利用最適化推進委員		兼 子 孝 昭

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 許可の条件を履行したことの証明について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

農業委員会書記 鈴 木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 事務局長 会長 事務局長 ただ今より、平成29年第10回天栄村農業委員会総会を開会致します。会長挨拶 内山会長から挨拶を申し上げます。

(内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よろしく申し上げます。

議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については7番 小針 久司委員、8番 円谷 要委員の両名にお願い致します。

ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。No. 1、No. 2については関連がございますので、一括審議と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長 (議案書1～5ページを朗読)

事務局からの説明がおわりましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。

(13:38 決定)

議長 続いてNo. 3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長 (議案書6～8ページ朗読)

事務局からの説明がおわりましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。

(13:41 決定)

議長 続きまして、報告第2号「許可の条件を履行したことの証明について」の件を議題と致します。事務局より説明を求めます。

事務局 会長 (議案書9～15ページを朗読)

事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。

円谷委員 現況、畑から宅地への修正をしなかったということで再申請するために書類が欲しいということですね。今までしていなかったのに建物が建っていて何か問題は起きなかったのですか。

事務局

こちらの場所ですと、既に現況課税は宅地という形で、転用許可自体も出ている案件でございますので、課税上の問題は無かったのですが、登記簿上の地目で畑の状態ですと、このあと別の方に土地を売り渡すというような話があるそうなので、畑の状態ですと所有権移転の方が・・・

円谷委員

いや、聞いているのは、登記簿が畑になっているわけだから登記簿は、今も一つとなっていないのでしょ。今回やったのでしょけども。パチンコ屋はそれ以前からある建物は、建てる際、許可するときに引っかからなかったのかということを知っているのですが、その当時。

事務局長

この土地については平成2年にパチンコ屋の宅地とその駐車場という形で許可が出ています。それでその許可が出て、その後本来であれば地目を宅地という風に変更しなくてはならなかったのですが、変更していなかったと、この一筆だけ。それで今回、パチンコ屋の敷地の土地を、土地についてはほぼ全部借地ですが、建物自体は[redacted]さんのところで持っていて、建物だけを所有してもしょうがないということで、ついで借地の土地も地権者の方にお話しして、売ってくれませんかということで、今回、その当時転用の許可をもらっても宅地の名義変更というか、地目変更していなかったのに、ただ許可証自体が平成2年なので紛失してしまったということで、間違いなくその許可証を履行しているかどうかということの確認ですね。それでその確認があつて初めて法務局で地目変更ができるという形になっておりますので、本来であれば許可証を添付しますが、その許可証を紛失してしまったということです。しかし間違いなく転用は履行されている。

円谷委員

登記するのにそれが必要だから申請してやったということですが、それは平成2年にここの敷地へ100%農地で、宅地の部分があったかもしれないけれども、みんな農地だったのかな。

事務局長

宅地はなくて全部農地です。農地だけです。

円谷委員

みんな農地だけだったんですね。あそこは平成2年に全部一括で変わっているということですね。

事務局長

そうです。それで役場の[redacted]さんの[redacted]さんの土地もありまして、まっ、中には売っている方もいるようですが、うちは借地でやりましたということで、後から途中で、もしかすると売っているかもしれないですね。

円谷委員

金銭の取引をやっているかもしれないということですか。

事務局長

実際に[redacted]さんが、お金まで全部土地まで所有すれば、[redacted]さんの方で地目変更をかけたのでしょけども、今回は借地ということで地権者が本当は地目変更しなければならぬ。しかし[redacted]さんの方でそれをちょっとしていなかったということです。それで今回改めて、欲しいという方へ売るのに、農地のままだったので、このままですと地目変更ができないから、許可証をもとに地目変更をしてほしいという事でございます。

円谷委員

たぶんお金を先にもらっていて、催促されたのではないですか。

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(13:59 決定)

議 長 続いて、議案第2号 「平成29年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書18ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は白子地区担当の農地利用最適化推進委員 兼子委員より説明をお願いします。

兼子委員 [REDACTED]さんと[REDACTED]さんに話を聞いてまいりました。再設定なので何の問題もありません。[REDACTED]さんの件ですが、認定農業者なので、これから農地拡大をしたいと申しております。以上です。よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:01 決定)



議 長 以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 以上をもちまして平成29年第10回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年11月20日

議長	内山正勝	
7番委員	小針久司	
8番委員	白谷 豊	